

# 電気柵導入時の コンプライアンス(法令遵守)について

平成20年4月

**KSNS** (株)末松電子製作所

電気柵は電気事業法及び電気用品安全法により規制されております。  
導入の場合、次の ・ をご確認ください。

設置現場に「電気柵使用中」の表示があること。

家庭用電気AC100V使用本器にPSEマークがあること。



の表示は全ての電気柵について、必要であります。  
(下写真参照)



本器に **PSEマーク**があるかどうか、また必要であるか必要でないのかは本器の種類によって違います。多少複雑な為、下図をご覧頂き、ご確認下さい。

**当社の該当製品には全てPSEマークがついております。**

